



Title	復讐律の倫理性
Author(s)	山崎, 保興
Citation	基督教学, 3, 59-63
Issue Date	1968-07-08
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/46222
Type	article
File Information	3_59-63.pdf



[Instructions for use](#)

C、申命記一九章二一節

「命には命、目には目、歯には歯、手には手、足には足。」

便宜上、対応部分を併列的に記すると、

a、生命、目、歯、手、足、焼傷、打傷。

c、生命、目、歯、手、足。

b、骨打、目、歯。

となり、一目瞭然、省略部分と置き換え部分が目立つわけであるが、果してこのような省略、置換過程に意味があるかどうかについての立ち入った考察はここでは省略し（いづれ改めてイスラエル思想史観点からこの点をとらえ直してみたいと思っっている）、ひとまずそれぞれの背景の文脈を検討してみたい（便宜上、資料的に旧—新の順序、つまり a、c、b の順にとりあげることとする）。

二

A、はいわゆる「契約の書」の一部を構成する一連の殺人・傷害規定の一環としての、妊婦の場合のそれを量刑する文脈の中におかれている。この場合すぐ引き合いに出されるのがハムラビ法やヒッタイト法の類似条項であるが、既に諸家の論ぜられる如く、復讐そのものが条文に採用されているのはハムラビ法の場合のみで、それ以後の古代近東諸地域の資料にはもはや見出されない。けれども、この場合の主題であるところの妊婦傷害規定については、罰金刑に関する共通条項がある。とすれば、復讐律そのものは実際上の量刑規準としての性格を次第に消失してゆく傾向の中で扱われていたものと推測され、それはまた常識的に考えてもうなづけることであるが（復讐律の残忍性が消去される方向におもむくということは）、それにしてもまだこのAの脈絡の中では、それが最も古い原型を保存している（恐らくは）と同時に、明らかに応報刑的量刑規準としての意味を充分保有していることは一読して明らかであろう。

C、はいりまでもなく申命記法典の一部であるが、この場合は復讐律が偽証規定の末尾に置かれてあり、一読してAの場合と異なり、主題との論理的なつながりが必しも緊密でない。しかもAの場合には見出されない一句——「彼が兄弟にしようとしたことを彼に行ない」（一九ノ一九）が眼目となっており、更にそれにつづく説明文（一九ノ二〇）は明らかに教育刑的観点を示唆している。それにまた、偽証規定において生命応報的事態が想定されるというのは不自然である。この場合の復讐律は、量刑規準としての意味合いよりも、倫理的強勢としての意味合いの方が強いように思われる。

C、はいりゆるる神聖法典（祭司法典に包含される）の一部であるが、ここでは端的に傷害規定の文脈の中におかれている。ただしこの場合の正文は、「自分がしたように自分にされねばならない」（二四ノ一九後半）であつて、復讐律はその施行細則的指示のために用いられるのであるが、正文の趣旨がくりかえされることによつて（二四ノ二〇後半）、応報刑の性格が強く押し出されてくる、と同時にH的な責任倫理的観点も看取されよう。さらにA、Cと異なつて冒頭の一句が改変されていることは、この場合の復讐律が、その量刑規準としての意味合いを積極的に保持していることをもの語るものであらう。唯、もしそうであれば、Aのそれに比して大幅に省略・縮少されていることが気になるが、もともとAにおいても、傷害のあらゆる場合が洩れなく枚挙されているわけではないから、むしろ簡潔に標準型を示すことによつて、類推解釈の幅を広げる効果をもつのかもかもしれない。ともあれ、以上三通りのあらわれ方の背後に一貫して流れているものは、第一に、当然のことながら、復讐律に本来的な応報刑の性格そのものであり、第二に、その応報刑の量刑の過不足なき単純合理性であり、第三に、最も重要なこととして、それぞれの場合の復讐律がそれぞれの主題を媒介として、いわゆる倫理的十戒の第六戒（A、Cの場合）あるいは第九戒（Bの場合）と内的連関をもっているということ、云いかえれば、復讐律的断言法を含むこれらの決疑法的諸条項の法源として、断言法としての倫理的十戒があるということである。（この場合、契約の書その他の律法集と、いわゆるEの十戒、Dの十戒もしくは原十戒と

の時間的前後関係Ⅱ因果関係とは一応無関係に、云わば法倫理的な体系上の因果関係としてとらえた場合の説明としてであることを断っておかねばならない。）

三

かくしてわれわれは、最終的に提題の趣旨に即して復讐律の倫理性を論じなければならない。少なくとも「復讐律の道徳性」というような提題の仕方が困難（あるいは不可能）であることは自明であろうし、その自明性との対極点において見定めらるべき性質のものが、復讐律の倫理性と称するものと云えよう。復讐律の適用対象たる事態が、本来非合理的（衝動的）、パトスの必要因の強く作用する事態であることは云うまでもない。と同時に、復讐律そのものについても、云わばその背後にひそむ暗いパトスを看取しないわけにはゆかない。それにもかかわらず、復讐律の量刑の仕方は一点のあいまい性をも残さない單純明快な形式において貫徹している。復讐律の倫理性とは、とりもなおさずその合理性（3）、それも内に非合理的、パトスの要因をはらみつつも強力にその目的を合理的に遂行しようとする点において見定められよう。原始的な血の復讐のにおいをただよわせつつも、尚かつそこに横たわる一つの事態を、云わば冷靜なる激情において処理する倫理性（エネルギス）をそこに見出すことは無理なしわざであろうか。かくしてかのイエスの立言もまた、そこにこめられた無限の力において正しく受けとめられよう。復讐律にこめられた倫理的エネルギーを正當に評価することなくしては、その原理的転換によって生起すべき福音的事態もまた遂に会得されることなく終るであろうから。（十戒との内的連関にもとづき更に立ち入った考察は、次回に予定している「呪いの律法の倫理性」の中で併せて行なうこととし、今回は紙数の都合で割愛したい。）

- (1) たとえ Pleiffer: Introduction to the O. T. p. 219 f. Pedersen: Israel. Vol. II. p. 401 等。
- (2) ハムラビ法においては、被害者の身分が貴族である場合は一〇シケル、自由人の場合は五シケル、奴隷の場合は二シケル、また

(3) ヒットایت法においては自由人の場合六シケルで奴隸はその半額、といった具合に、少しずつその内容は異なっているが。尚、タルムードの損害賠償規定中、Baba Kamma 83b における説明によれば「目には目を」とは、つまり目の玉のとび出る程の巨額の罰金という意味に理解されることになる。これも一種の合理化と云えるが、これこそ正に通俗的・道徳的妥協的解釈であつて、ここにおいてはもはや復讐律の倫理性は見失なわれており、その合理性はもはや通俗的合理性以上のものではない。